

令和元年 第3回

福岡地区水道企業団議会議録
(定例会)

令和元年 8月21日 (開会)
8月22日 (閉会)

令和元年第3回定例会目次

8月21日（水曜日）第1日

	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員（15名）	1
欠席議員（0名）	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会（午後3時00分）	
○会議録署名議員の指名	2
休憩（午後3時01分）	2
開議（午後3時09分）	2
○会期決定の件	2
○議案第6号ないし議案第11号	
提案理由の説明	
企業長（諫山 和仁）	3
質疑及び答弁	
7番（堀内 徹夫）	5
施設部長（宮崎 幸雄）	6
7番（堀内 徹夫）	7
施設部長（宮崎 幸雄）	9
7番（堀内 徹夫）	10
企業長（諫山 和仁）	11
9番（森 あやこ）	11
総務部長（池見 雅彦）	12
9番（森 あやこ）	13
総務部長（池見 雅彦）	13
9番（森 あやこ）	14
企業長（諫山 和仁）	15
決算等特別委員会の設置・付託	16
散会（午後4時01分）	16

令和元年第3回定例会目次

8月22日（木曜日）第2日

ページ

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員（13名）	17
欠席議員（2名）	17
説明のため出席した者	17
職務のため出席した事務局職員	17
開議（午後1時00分）	
○議案第6号ないし議案第11号	
委員長報告	
決算等特別委員会委員長（高木 勝利）	18
採決	18
閉会（午後1時04分）	19
委員会審査報告書	20

令和元年 8 月 2 1 日 (水)

令和元年 第 3 回 福岡地区水道企業団議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

8 月 2 1 日 午後 3 時 0 0 分 開議

- 第 1 議席の決定の件
第 2 会期決定の件
第 3 議案第 6 号 平成 3 0 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の利益の処分について
第 4 議案第 7 号 平成 3 0 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の決算について
第 5 議案第 8 号 令和元年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案 (第 1 号)
第 6 議案第 9 号 福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案
第 7 議案第 10 号 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び福岡地区水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案
第 8 議案第 11 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案

本日の会議に付した事件

- 1 日程第 1
2 日程第 2 ないし日程第 7

出 席 議 員 (1 5 名)

1 番	伊	藤	嘉	人
2 番	今	林	ひ	あ
3 番	松	野		き
4 番	高	木	勝	隆
5 番	田	中	し	利
6 番	田	中	ん	す
7 番	堀	内	け	け
8 番	藤	本	た	か
9 番	森		徹	し
1 0 番	高	原	夫	夫
1 1 番	江	頭	憲	憲
1 2 番	古	賀	あ	や
1 3 番	丸	山	や	こ
1 4 番	花	田	良	視
1 5 番	田	原	大	助
			ひ	ろ
			ろ	子
			真	子
			智	子
			鷹	人
			耕	一

欠 席 議 員 (0 名)

説明のため出席した者

企 業 長	諫 山 和 仁
副 企 業 長	橋 本 淳
総 務 部 長	池 見 雅 彦
施 設 部 長	宮 崎 幸 雄

職務のため出席した事務局職員

議会事務局次長	靱 井 功 二
書 記	御 幡 弘 信

午後 3 時 00 分 開会

○議長（伊藤 嘉人） こんにちは。ただいまから令和元年第 3 回福岡地区水道企業団議会定例会を開会いたします。

夏の省エネルギー対策の一環として、議場及び委員会室とも、上着及びネクタイの着用はしなくてもよいことにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員に高木勝利議員、花田鷹人議員を指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

議案の審査方法その他の協議のため、直ちに全員協議会を開きますので、議員の皆さんは、委員会室にお入り願います。

午後 3 時 01 分 休憩

(休 憩)

午後 3 時 09 分 開議

○議長（伊藤 嘉人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から明 22 日までの 2 日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤 嘉人） 御異議なしと認めます。よって、会期は 2 日間と決定いたしました。

次に、日程第2ないし日程第7、以上6件を一括して議題といたします。

この際、企業長から提案理由の説明を求めます。諫山企業長。

○企業長（諫山 和仁）登壇 議員の皆様には、平素より企業団の事業運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず初めに、渇水関係について御報告いたします。

平成30年8月以降、少雨傾向が続き、特に令和元年5月の降雨は平年比25%、6月の降雨は平年比45%にとどまったため、筑後川の流況が非常に厳しい状況となり、当企業団では渇水対策本部を6月25日に設置し渇水対策に当たっておりましたが、7月中旬のまとまった降雨により筑後川の流況が回復したことから、7月29日に渇水対策本部を解散したところでございます。

それでは、令和元年第3回定例会に提案しております議案の御審議をお願いするに当たり、最初に、企業団の運営方針及び重点施策について御説明いたします。

企業団の使命は、安全で良質な水道用水を安定的に供給することにあります。

まず、用水供給事業についてでございます。

平成30年度の用水供給事業は順調に推移いたしました。

用水供給料金につきましては、構成団体の皆様の負担軽減のため、企業団の財政基盤の強化、安定化を図りつつ、引き続き計画どおり減免を実施してまいります。

企業団の重点施策のうち、水源開発としては最後となる那珂川水系の五ヶ山ダムの試験湛水を行っているところでございます。

施設の改良・更新につきましては、牛頸浄水場等の設備更新を計画的に進めるとともに、管路整備計画に基づき、大規模地震に備えた耐震化等に取り組んでおるところでございます。

また、小石原川ダムの早期供給や筑後川水系ダム群連携事業の事業計画の早期策定につきましても、筑後川の流況安定化につながる非常に重要な事業でございますので、今後とも関係機関等と連携し、事業促進に向け取り組んでまいります。

今後とも、効率的な事業運営に努めるとともに、福岡都市圏の皆様にも、安全で良質な水道用水を安定的に供給していくため、職員一丸となって取り組んでまいります。

それでは、議案第6号から議案第11号につきまして、提案理由を一括して説明いたします。

まず、議案第6号 平成30年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の利益の処分についてであります。後ほど説明いたします議案第7号の平成30年度決算で生じた当年度未処分利益剰余金33億1,023万8,261円のうち、11億6,620万2,310円を組入資本金に、16億4,403万5,951円を減債積立金に処分し、5億円を翌年度繰越利益剰余金

とするものであります。

次に、議案第7号 平成30年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の決算についてであります。

収益的収入及び支出について、水道用水供給事業収益の決算額は124億1,554万6,070円で、その内訳は、給水収益などの営業収益、構成団体補助金などの営業外収益及び特別利益であります。また、水道用水供給事業費用の決算額は105億3,282万2,596円で、その内訳は、施設の維持管理費、減価償却費等の営業費用、支払利息等の営業外費用及び特別損失であります。この結果、損益計算書に記載のとおり、収益的収支は16億4,403万5,951円の純利益となり、平成29年度からの繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えた平成30年度未処分利益剰余金は、33億1,023万8,261円となっております。

次に、資本的収入及び支出ですが、資本的収入の決算額は12億7,007万1,939円で、その内訳は、構成団体からの出資金、国庫補助金等であります。一方、資本的支出の決算額は65億5,350万1,484円で、その内訳は、企業債償還金、設備費、建設利息、国営事業等負担金等であります。この結果、資本的収支不足額が52億8,342万9,545円となりますが、不足額は損益勘定留保資金等で全額補填しております。

以上が平成30年度決算の概要であります。本議会への提案に当たり、先に監査委員の審査をいただいておりますので、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

続きまして、議案第8号 令和元年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案であります。五ヶ山ダムについて、令和元年度に供用開始予定として、当該事業に係る企業債支払利息を第3条の収益的支出の営業外費用に計上しておりましたが、現時点において供用開始に至らなかったため全額を減額し、第4条の資本的支出の建設利息に計上するものであります。また、大野城市筒井地区送水管布設工事及び大佐野ポンプ場電気設備更新工事につきまして、事業に必要な期間及び限度額の債務負担行為を補正するものでございます。

続きまして、議案第9号 福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。これは、水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が拡大されたことから、当企業団においても同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び福岡地区水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案でございます。これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制

度の導入及び成年被後見人等の権利制限措置の適正化に関し、関係条例を整備するものでございます。

次に、議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案でございます。これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に関し、関係条例を整備するものでございます。

以上、議案第6号から第11号につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 嘉人） これより質疑に入ります。

発言通告者のうちから、順次質疑を許します。7番、堀内徹夫議員。

○7番（堀内 徹夫） 登壇 私は、本会議に提案されています議案第7号 平成30年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の決算について、そのうち五ヶ山ダムについて、また、海水淡水化施設について質問をいたします。

質問の第1は、五ヶ山ダムについてです。

五ヶ山ダムは、1988年から30年余もかけて1,000億円をはるかに超える総事業費でつくっている福岡県のダムでございます。

まず1点目に、もともとの計画どおりに試験湛水が終わらず、構成団体に水道用水が供給できていないのは、有効貯水量3,970万トンという過大施設に対する見通しが甘かったからではないですか、答弁を求めます。

2点目に、利水と治水の面でのダムの問題についてです。

福岡地区水道企業団は、利水のための特別地方公共団体ですが、過度の利水を求めることで治水の容量を少なくしてしまうことはあってはならないことだと思います。しかし近年、余りにも気象庁が命名する豪雨が多過ぎます。昨年の2018年の西日本豪雨災害、そして、2017年の九州北部豪雨災害、その2年前の2015年関東・東北豪雨災害、その前年には2014年の8月豪雨災害、その2年前には2012年九州北部豪雨、ほぼ毎年のように多数のとうとい命が犠牲となる甚大な災害がここ北部九州などで連発して起きており、いずれも記録的な、そして想定を超える豪雨が相次いでいるのです。一昨年の九州北部豪雨では朝倉市の寺内ダムに毎秒888トンの水が流れ込み、流木と土砂も合わせて押し寄せてきました。ダムは満水状態にまでなりましたが、ぎりぎり佐田川に放流はしなくて済みました。けれども、もし放流する事態になっていたらぞっとすると現地の人たちは言っております。

そこで、お尋ねいたしますが、五ヶ山ダムについて、100年に1度の洪水に対する対応のために必要な容量は何万トンとしているのか。また、それはいつ決めたことなの

か、答弁を求めます。

質問の第2は、海水淡水化施設に係る決算状況についてです。

海淡施設は、2005年、市民の反対の声を押し切って、渇水対策を名目に大企業の仕事づくりとして、総事業費408億円を投じて日量最大5万トンの過大施設を整備、供用したものです。ところが、5万トンどころか毎年どんどん減少しており、昨年度の供給水量は日量1万8,481トンと、とうとう2万トンを大きく割り込むこととなっています。もはや稼働するだけもったいない施設だと言われ始めています。

そこで、1点目として、海水淡水化センターに係る費用は総額幾らなのか、また、海水淡水化センターからの供給単価は幾らか、また、年間生産水量は幾らなのか、答弁を求めます。

2点目は、施設の更新計画についてです。

仮に現在の施設を全てそのまま一括して更新する場合、幾らの見積もりを立てているのか、また、その額について資金調達はどのようにするつもりなのか、現時点での検討内容をお答えください。

以上で1問目を終わり、2問目以降は自席にて行わせていただきます。

○議長（伊藤 嘉人） 宮崎施設部長。

○施設部長（宮崎 幸雄） まず、五ヶ山ダム関連の御質問にお答えいたします。

五ヶ山ダムの供用開始につきましては、平成28年10月の試験湛水開始時には、福岡県からは、平年並みの降雨があれば平成30年度当初から供用開始と聞いておりました。しかしながら、ダムの貯留は天候に左右されるものであり、試験湛水開始後の降雨が平年に比べ非常に少なかったため、いまだ満水に至っておりません。五ヶ山ダムの施設規模は県が定める那珂川水系河川整備基本方針に基づき決定されており、適正であると考えております。

次に、五ヶ山ダム上流の豪雨によっては治水容量を超えるものではないかとのお尋ねでございますけれども、五ヶ山ダムの治水容量につきましては800万立方メートルが確保され、100年に1度の大雨に対応できるように容量が平成9年度に決定されていると聞いており、ダム管理者により適正に管理されているものと考えております。

次に、海淡センターに関する質問にお答えします。

平成30年度の年間の供給水量は674万5,714立方メートルでございます。供給単価につきましては、企業団の水源は筑後川水系、多々良川水系、海水淡水化を有しており、これら多様な水源を区別せずに一体的な運用を図るとともに、収支についても一体的に管理しております。

したがって、企業団全体の供給単価については1立方メートル当たり115.61円

でございます。また、平成30年度の経費につきましては、動力費などの維持管理費に減価償却費などを加えた経費は24億9,900万円余でございます。

次に、海淡センターの更新スケジュールと更新費用のお尋ねですが、現行の長期財政収支見通しでは、海淡センターの設備更新費用として令和7年度からの3カ年に153億円を計上しております。

なお、更新の検討につきましては今後、コスト縮減を図る新技術も視野に入れながら、令和2年度を目途に更新の方向性を判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 堀内徹夫議員。

○7番（堀内 徹夫） まず、五ヶ山ダムについてですけど、予定どおり供用開始できないような過大施設をつくった見通しの甘さについてはお認めになりませんでした。固定観念で見ず、状況も科学的に見ていかなければならないと私は思います。福岡市で言えば、1日の最大給水量43万5,800トンに対し、五ヶ山ダムの完成によって施設能力は78万7,700トンになり、給水量の1.8倍もの施設能力となってしまいます。余りにも水が余り過ぎてはいませんか。

そこでお尋ねいたしますけど、地区水道企業団とすれば、各構成団体から必要だと言われた水の確保をしているだけというのでしょうか、福岡地域広域的な水道整備計画によれば、目標年度である来年度、2020年度までに、1日最大給水量の予測をどのように立てた上で五ヶ山ダムをつくったのか、答弁を求めます。

次に、利水と治水の面での五ヶ山ダムの問題についてです。

100年に1度の洪水を調整するために、800万トン分の余力があるというお答えでした。しかし、それを決めたのは平成9年、今から22年前という話です。これも固定観念はだめなんですね。私は、地区水道企業団が治水をなさいと言っているわけじゃありません。しかし、利水で余力があるのであれば、関係団体との協議も含めて、治水の面での対策強化をするべきではないですかと言っているんです。昨年、西日本豪雨の際、愛媛県の肱川下流の西予市野村町、それから大洲市、ここですさまじい被害が発生いたしました。皆さんも記憶に新しいんじゃないかなというふうに思います。どちらも野村ダムと鹿野川ダムによって異常放水が午前7時から行われた結果、肘川の水位があつという間に上がって氾濫し、濁流に飲み込まれ、9の方が亡くなるという痛ましい災害でした。どのくらい放流したのか新聞紙上で調べてみますと、野村ダムは昨年の7月8日午前6時30分に毎秒463トンの放流をしていましたけど、これを午前7時50分には、何とその4倍の毎秒1,797トンに放流量を一気にふやしました。野村ダムの下流にある鹿野川ダムは、そのとき何と毎秒3,400トンの放流をしているんで

す。

国土交通省の四国地方整備局が記者会見を行っているんですが、その記者会見で説明したのは、こういう言葉でした。下流域の被害は予想されていたが、想定外の雨量で放流はやむを得なかった。住民への情報周知について適切だったと説明しています。しかし、住民は放流のサイレンも豪雨の音で聞こえなかったと言っているんです。五ヶ山ダムと寺内ダムとでは流域面積が違うと言いますが、そういう想定を簡単に記録更新するような豪雨が毎年どこかで起きているということなんですね。

先ほど寺内ダムがぎりぎりのところで放流せずに済んだと言いましたが、水資源機構の報告、これは小冊子、パンフレットが出ておりますけど、そのパンフレットを読みますと、寺内ダムには毎秒888トンの洪水がダムに入ってきた。その99%の水をダムが受けとめることができた、なぜかと、それは平常時に比べて貯水位が堤体のところで10メートルも低い状態だったからだと書かれています。たまたまなんです、これは。たまたまそのとき余力があったから、この空き容量が活用できたんです。そういうふうに水資源機構は書いています。一方、水は、先ほどから申し上げていますように確実に余っているんです。余っているんだったら、そのままにしているのは危険もあるということをおっしゃりたいんです。

したがって、水が必要だと言ってみんなでつくろうとやってきた構成団体と皆さんとしっかり協議して、福岡県には那珂川水系河川整備基本方針を見直すことを提言し、利水容量と治水容量の見直しをすべきだと思いますが、答弁を求めます。

次に、海水淡水化施設についてです。

係る経費は24億9,900万円だということです。一方、海水淡水化センターからの年間生産水量は674万5,714トンということでしたので、これに供給単価の115.61円を掛けますと、いわゆる収入としてはじくことができるのは、7億7,987万1,995円ということになります。ですから、海水淡水化事業では、24億9,900万円のお金を使って水をつくり、それを7億7,989万円で売っていることになります。そうしますと、これは差し引きで年間約17億円の赤字だということです。これが14年間、赤字のままずっと放置されて、私の手計算では、累計で約197億円の赤字だということになってまいります。先ほど24億9,900万円の経費を年間生産水量で割ると、海水淡水化センターでの生産単価となりますけど、1トン当たり、実に370.45円です、すごく高いお金です。筑後川水系などの生産単価は78.24円なので、筑後川の水から比べますと、海水淡水化は実に4.7倍もの高い水ということになります。ですから、水が余れば生産水量は落ちてきているというか、皆さん方が落としてきているわけでしょう、これは動かしたらお金がかかるから。海水淡水化センターでの1日の平均生産水量は、開業した2005年には

3万9,852トンでした。それが、2010年の4万1,681トンをピークにどんどん減り続けて、今や1日の平均生産水量は1万8,481トンと、2万トンを割っている。フル稼働なんてする必要ない状況ですよ。運用すればするほど多大な出費となる海水淡水化センターは動かす必要がないんじゃないかというふうに思いますけれども、それについて答弁を求めます。

2点目は、施設の更新についてです。

先ほど2025年から3年間かけて一括更新するという金額についてお示しがありました。その金額、153億円だということです。そんな巨額の投資は必要ありません。大体大口需用の福岡市のために、筑紫地区や糸島市、それから糟屋郡の地域の皆さんには海水淡水化施設からは全く供給もされていないのに、今まででも負担だけは強いられているわけですね。その施設を、稼働20年になるからと新たな更新に巨額の公費を投じる意味が一体どこにあるのでしょうか。

したがって、海水淡水化施設については、もうこれ以上稼働する必要はないと思いますが、答弁を求めます。

以上で2問目を終わります。

○議長（伊藤 嘉人） 宮崎施設部長。

○施設部長（宮崎 幸雄） まず、五ヶ山ダム関連の御質問にお答えします。

当企業団は、県が定める福岡地域広域的水道整備計画に基づき、水道用水の広域利用を担う用水供給事業者として、福岡都市圏が必要とする水道用水のうち、基本となる部分を担っております。

五ヶ山ダム供用部に供給する水量は各構成団体と協定を締結しており、1日最大26万8,100立方メートルを供給する計画となっております。

なお、当企業団の水源開発は五ヶ山ダムをもって完了することとなっております。

次に、利水容量と治水容量を見直すべきではないかとの御意見についてですが、利水容量及び治水容量につきましては、県が策定した那珂川水系河川整備基本方針において、治水容量は100年に1度の洪水に対応できる容量、利水容量は10年に1度の少雨に対応できる容量として、それぞれの容量が決定されております。

利水容量は、既に存在している農業用水や工業用水などの既得水利、河川の水質維持などのために必要な容量であり、利水容量と治水容量を見直すことは非常に難しいと聞いております。那珂川の治水に何らかの課題が生じた場合には、那珂川を管理いたします県において適切な対策を検討されるものと考えております。

次に、海淡センターを維持する必要があるのか、廃止すべきではないかとの御意見についてでございますが、水の安定供給を図るためには、多様な水源を確保すること

が重要であり、海淡センターは安定供給のために欠くことのできない施設であります。

特に、海淡センターは天候に左右されない水源であるため、渇水や事故の異常時など、筑後川からの取水が制限される場合におきまして、極めて重要な役割を果たしており、今後も適切な維持、更新を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 堀内徹夫議員。

○7番（堀内 徹夫） まず、五ヶ山ダムについてです。

1日の最大給水量87万9,000トンの予測を立てて、水需用の対応に対応してきたわけです。その予測というものが、そもそも現実的ではないというふうに思うんですね。しかも当時の、例えば福岡市民の状況からいうと、1人当たりの平均給水量は1日299リットルで計算をされていましたが、それが2017年の福岡市水道局の統計では263リットルになっているんですよ。この299リットルが263リットルに落ちているというのは、これは、市民と福岡市の中で活動している企業が、行政と一緒に節水の努力をしてきているからなんです。ところが、今言われている数値目標は、その節水の努力をする前の数値をそのまま掛け算している。そして、それによって計画そのものが大きく膨れ上がる形になってはいないかという指摘をさせていただいているんです。そういうことも検討しながら、計画は修正していかなければならないと考えます。しかも、人口は幾ら福岡地区のひとり勝ちだと言われてはいても、今から先、減少傾向に入ってくるわけですね。20年前の福岡地域広域的水道整備計画による過大な見積もりは、ここで大きく見直す必要があるということを私は考えます。

さらには、きょうただしてきたように利水と治水の関係です。水は、明らかに余ってきているのですよ。余ってきている以上、今、毎年のように起こっているダムを原因とした洪水についても、五ヶ山ではどういう想定になるのか、関係機関でしっかり協議すべきではないかと私は提案しているんです。何しろ南畑ダムの上に、その7倍の大きなダムが存在することが現実の問題として起こってきているわけですね。そういう点で、総合的なダムの運用について県や自治体と協議するなど、責任持ってこれまでの計画を見直すべきであることを私は要求しておきます。これについては答弁は要りません。

次に、海水淡水化施設についてです。

五ヶ山ダムの問題でも、水が余っていることが明確になりました。だから、海水淡水化施設は動かさないなら動かさないほうがいい。それが皆さん方が実際にやってきた、この水の生産量の減の実数になってきているわけでしょう。20年たって役目を終えようとしているわけですよ。しかも、施設を維持していこうとすれば、これからの

整備時にも莫大な費用がかかってくることになります。地区水道企業団としてやるべきことは、先ほど冒頭に御報告がありましたように福岡導水の施設の改良更新、牛頸浄水場などの設備更新もあります。また、大規模地震に備えた耐震化等もあります。今から人口が減ってくることははっきりしているのに、福岡市だけの都市膨張を下支えするために、地区水道企業団がここまでしゃかりきになって、何で金出して余っている水の確保をさらにしなきゃならないのでしょうか。海水淡水化施設は更新せずに20年でとめて、全面的な水道用水供給事業の見直しをするべきではありませんか。最後に企業長の答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（伊藤 嘉人） 諫山企業長。

○企業長（諫山 和仁） 海水淡水化センターの更新について見直すべきとの御意見でございますけれども、海水淡水化センターは、筑後川水系に多くを依存する福岡都市圏の自助努力の一つとして建設したもので、渇水時などの筑後川からの取水が制限される場合においても、天候に左右されない多様な水源の一つとして水の安定供給に寄与しております。当企業団では、筑後川の流況が厳しい状況となったことから、本年6月25日に渇水対策本部を設置するとともに、海淡センターをフル稼働させ、筑後川の回復傾向が見られるまで、日量5万立方メートルの生産を行いました。

海淡センターにつきましては、今後は新技術も視野に入れながら検討を行い、更新の方向性を判断することとしておりますけれども、天候に左右されず独自に運用が可能であるなど、都市圏にとって重要な水源であります。

当企業団としては、既存施設の更新や地震対策を進め、安全で良質な水道用水を安定的に供給するとともに、それらを支える安定経営の持続に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 9番森あやこ議員。

○9番（森 あやこ）登壇 私は、本議会に上程されている議案第10号に係る、福岡地区水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例案の会計年度任用職員に係る所要の規定の整備についての質問を行ってまいります。

会計年度任用職員制度の導入に向けて国から示された運用マニュアルにおいて、ICTの徹底的な活用や民間委託の推進等による業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現すること、臨時、非常勤の職の設定に当たり、現に存在する職を漫然と存続させるのではなく、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適切な人員配置に努めることとされています。何より安全を重要とする水道用水供給事業で、結果的に人件費削減の行き過ぎにならないのかが懸念され、また、技術の継承や災害時の対

応が全国的な課題となっていますが、その点の影響がないのか、質問を行います。

そこで、まず、現在の人員体制はどのようになっているのか、職種も含めてお答えください。また、そのうちの会計年度任用職員対象者はどの方々なのでしょう。

2点目に、会計年度任用職員となるフルタイム職とパートタイム職の分類の仕方はどのようになるのでしょうか。

3点目、公募の嘱託員の働き方は従前と変わらないのでしょうか、給与水準は現状と比べてどうなるのか、どのように処遇改善されるのでしょうか、お答えください。

以上で1問目を終わり、2問目からは自席にて行います。

○議長（伊藤 嘉人） 池見総務部長。

○総務部長（池見 雅彦） 会計年度任用職員についてお答えいたします。

まず、現在の人員体制などにつきましては、企業団全体では、企業長以下100名の体制となっており、内訳につきましては常勤職員が69名、非常勤職員が30名となっております。

常勤職員の職種の内訳は、事務16名、土木15名、電気13名、機械12名、衛生管理等13名であり、非常勤職員は、30名の嘱託員を任用しており、そのうち15名が福岡市のOB嘱託員、残り15名が公募による嘱託員となっております。

また、臨時的任用職員については、現在5名を任用中でございます。

なお、現在の公募による嘱託員15名と、臨時的任用職員の業務につきまして、来年度からの会計年度任用職員制度の活用を想定いたしているところでございます。

次に、会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムの分類につきまして、フルタイム会計年度任用職員については、フルタイム勤務とすべき標準的な業務の量があり、定例的な業務を主体的に担当する業務を想定いたしております。また、パートタイム会計年度任用職員については、フルタイム勤務とすべき標準的な業務がなく、一定の専門性がある業務、あるいは補助的、補完的業務を担当する業務を想定いたしております。

次に、公募の嘱託員が会計年度任用職員に移行する場合の働き方や給与水準などにつきましては、現在の公募の嘱託員は週27.5時間の短時間勤務であり、パートタイムの会計年度任用職員に移行する場合、同一の勤務時間となることから、基本的に働き方は変わらないものと考えております。

また、給与水準につきましては、現在の公募嘱託員が移行する場合、現在の年収水準を維持、もしくは若干上回る設定としておりまして、期末手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当を支給することといたしております。

休暇等の処遇につきましては、国のマニュアルに沿った措置に加えまして、現行の

嘱託員に措置している制度を継続することといたしております。

以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 森あやこ議員。

○9番（森 あやこ） ありがとうございます。御答弁から、これまで公募による嘱託員の方と臨時的に任用職員とされる方が、フルタイム職とパートタイム職に起用されていくとのこと、また、年収ベースで比較した場合、上回るということでした。

しかし、月額にするとこれまでの給与が減ってしまうことがわかっています。ことし10月から消費税が10%に上げられる状況の中、市民の暮らしには大きな影響があり、一人一人の生活に変化が生じてきます。持続可能な社会に向かうためには、将来にわたっての安心した働き方が社会全体に求められます。

そこで、2問目の質問の1点目は、働く場や働く時間を保証した上で継続的に働くことができるようにすべきであると考えますが、今回導入される会計年度任用職員の採用についてどうお考えなのでしょうか、お答えください。

2点目に、技術の継承としてはどのようにお考えでしょうか。また、災害時の対応についてはどのようになっているのでしょうか、お答えください。

○議長（伊藤 嘉人） 池見総務部長。

○総務部長（池見 雅彦） まず、会計年度任用職員の採用につきましては、国のマニュアルにおきましても原則公募とされていることから、企業団においても公募をすることといたしております。

また、任期につきましては1会計年度の範囲といたしておりますが、同様の職を翌年度も設置する場合におきましては、客観的な能力の実証を経て4回の更新を限度とし、最長5年間の任用が可能といたしております。

なお、現在公募により採用している嘱託員につきましては、制度移行時の特例といたしまして令和2年度に当該嘱託員の職と同様の内容と認められる職が設置され、現行の4回の更新回数に達していない場合には客観的な能力の実証を行うことで、残余の更新回数を限度として、公募によらない採用を行うことができるものといたしております。

次に、会計年度任用職員の制度導入に伴う技術の継承や災害時の対応につきましては、会計年度任用職員へ移行予定いたしております現行の公募による嘱託員及び臨時的任用職員は、現場の状況に応じまして整備更新してきたマニュアル等に基づき、一定の専門性を有する業務や定例的な業務等を担当しているところであり、来年度からの会計年度任用職員についても、同様の業務内容を想定いたしております。

御指摘の技術の継承や災害時の対応につきましては、今後も常勤職員を中心に、し

っかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 森あやこ議員。

○9番（森 あやこ） この条例案では、月額給与が削減されることがあるものの、国が示すように嘱託員の身分を明確化し、諸手当などは正規職員に準じる中身となっている点で、その働き方としては前進です。ただ、嘱託員全体の人件費と考えれば、平成26年度からの5年間の推移は、平成29年度からは交通費加給金の上限額のアップ等もあり増加しているとのこと、今後の予測については、現在、次年度の体制を調整中により算出できないとお聞きしております。今後とも、職務遂行のためのよりよい体制づくりの御検討をお願いいたします。

また、私が一番懸念していた技術の継承や災害時の対応について、主体的には正規の職員によってその対応がなされていくことなど、今回の質疑で確認をしました。

企業団の人材確保に関しては福岡市の派遣となっていて、福岡市水道局職員研修は計画を策定して行われています。私も研修に参加し、体験をさせていただいたことがあります。機械化の技術開発などがされていく中でも、技術の継承が強固になるように、技術職の確保は重要不可欠であることを実感しました。しかしながら、福岡市自体の全体の人材、人件費削減は、人口が増加している今の福岡市の状況では、行き過ぎたものがあると感じるところがあります。企業団の人材を担う母体の働き方が、いかに人を大切にしているか、質の高い人材を育てる環境になっているのかが問われるものとなっています。また、技術の継承に関しても、機械化等が進み、人の持つ熟練した感覚は、トラブル解消や緊急時、災害時などには特に必要となることと思えます。

近年、想定を超えた災害が頻発しています。福岡市の業務継続計画、いわゆるBCPの災害対策編においては、非常時優先業務の執行に必要な職員に対し、参集人員が不足する計画となっています。このため、業務の実施が困難な事態が想定されるとともに、経験を有する職員が参集できない可能性もある。非常時優先業務の執行が中断することも想定され、必要な人員等の確保が課題となっております。専門的な知識や経験等が必要な、非常時優先業務の担当者が業務従事できない場合に備え、各部署が必要に応じて当該業務のOB職員の活用等を検討するとされています。さらに、チェルノブイリや福島原発事故のように、収束できていない、いまだ人の力が及ばない原子力災害に対し、被害を想定したBCPは作成されておらず、福岡、佐賀、長崎の3県合同の訓練には、福岡市として避難者受け入れや伝達訓練は毎年行われているものの、福岡市の各局連携した訓練などはまだ行われていません。

企業団としても、福岡市のBCPと相当部分が重複するとされている災害対策マニュアル初動編があり、初動後におけるそれぞれのリスクに対応した対策マニュアルを作成されているとのことですが、特に広域な、大規模な災害対策のためにも、福岡市を初め、構成する自治体のBCPについてともに連携をし、充実を図る必要があると考えます。そして、関係自治体の状況を反映した企業団のマニュアルの充実を図り、リスク対応策の作成をしっかりと進めていただくことを要望いたします。

そして、これから人口減少を迎えていく時代にとっては、人々の健康や命を守る水の供給を行う企業団の水道用水供給事業は、非常時でなくてもさらに重要な役割です。生き物の命を守りつなげる、この地球に存在する水、そしてかけがえのない環境を守ることは、切っても切り離せません。持続可能な社会にするために、世界でもSDGsの取り組みを進めています。

企業団として、ことし1月に策定された福岡地区水道企業団水道ビジョン2018では、安全で安定した水道用水の供給と安定経営のために、持続、安全、強靱をテーマとして掲げられています。このことを実現するためには、技術職はもちろんですが、職種や働き方の違いを超えて、企業団で働く全員がチームとなって、よりよい職場環境が保たれていくことが必要であると考えます。

福岡地区の人々の健康と命を守る水の供給が持続可能であるために、しっかりとその重要な役割を果たしていただきたいとの思いを述べ、最後に企業長の御所見をお伺いし、私の質問を終わります。

○議長（伊藤 嘉人） 諫山企業長。

○企業長（諫山 和仁） 今回の地方公務員法及び地方自治法の一部改正は、同一労働、同一賃金の取り組みが進められていく中、各地方自治体で取り扱いが異なっていた臨時・非常勤職員の勤務条件等を統一的な取り扱いとするものでございます。

会計年度任用職員制度への移行に伴う業務執行体制につきましては、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適切な組織体制構築に努めてまいります。

水道は、住民生活を支えるライフラインとしてなくてはならないものでございます。住民の皆様が安心して利用できる安全な水を安定的に供給し、福岡都市圏住民の皆様が安心して快適な生活と都市圏の持続的な発展を支えていくため、健全な財政基盤を維持し、さらなる経営の効率化や人材育成を図り、運営基盤の強化に努めてまいります。今後とも、関係団体等の協力のもと企業団職員一丸となって、企業団の使命であります安全で安心な水道用水の安定的な供給に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、議員全員で構成する決算等特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤 嘉人) 御異議なしと認めます。よって、本案については、議員全員で構成する決算等特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、明22日の午後1時に開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

直ちに決算等特別委員会を開きますので、議員の皆様は委員会室にお入り願います。

午後4時01分 散会

(第 2 日)

令和元年8月22日(木)

令和元年第3回福岡地区水道企業団議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

8月22日 午後1時00分 開議

第1 議案第6号ないし議案第11号

本日の会議に付した事件

1 日程第1

出 席 議 員 (1 3 名)

1 番	伊	藤	嘉	人
2 番	今	林	ひ	あき
4 番	高	木	勝	利
5 番	田	中	しん	すけ
6 番	田	中	た	か
7 番	堀	内	徹	夫
8 番	藤	本	頭	憲
9 番	森		あ	や
1 1 番	江	頭	大	助
1 2 番	古	賀	ひ	ろ
1 3 番	丸	山	真	智
1 4 番	花	田	鷹	人
1 5 番	田	原	耕	一

欠 席 議 員 (2 名)

3 番	松	野		隆
1 0 番	高	原	良	視

説明のため出席した者

企 業 長	諫 山 和 仁
副 企 業 長	橋 本 淳
総 務 部 長	池 見 雅 彦
施 設 部 長	宮 崎 幸 雄

職務のため出席した事務局職員

議会事務局次長	靱 井 功 二
書 記	御 幡 弘 信

○議長（伊藤 嘉人） これより本日の会議を開きます。

日程第 1、議案第 6 号ないし議案第 11 号、以上 6 件を一括して議題といたします。

この際、委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、高木勝利議員。

○決算等特別委員会委員長（高木 勝利） ただいま議題となっております議案第 6 号ないし議案第 11 号について、及び報告事項について、決算等特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本委員会は、8 月 21 日に設置され、その日の委員会において正・副委員長の互選を行い、本日、付託を受けました 6 議案について、当局の詳細な説明を求め、鋭意、慎重に審査検討を重ねました結果、議案第 6 号及び議案第 8 号ないし議案第 11 号については、原案どおり可決すべきものと決し、議案第 7 号については、認定すべきものと決しました。

以下、審査の過程で特に論議され、意見、要望がありましたのは、次の諸点であります。

管路の耐震化については、水道用水の安定供給を確保するため、着実に実施されたい。

会計年度任用職員制度については、制度導入の目的を踏まえ、対処されたい。

五ヶ山ダムなどは過大な施設であり、将来を考慮して見直しがあるべきではなかったか。

海水淡水化施設は、水道用水の安定供給に必要な施設であり、維持管理については競争性を生かして、コスト削減に努められたい。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤 嘉人） 本案に対し討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第 6 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議長（伊藤 嘉人） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤 嘉人) 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤 嘉人) 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤 嘉人) 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤 嘉人) 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

最後に、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤 嘉人) 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の議事は全部終了いたしました。

これをもって令和元年第3回福岡地区水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後1時04分 閉会

(第 2 日)

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は、付託議案審査の結果、議案第6号及び議案第8号ないし議案第11号については、原案のとおり可決すべきものと決し、議案第7号については、認定すべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

令和元年8月22日

福岡地区水道企業団議会

議 長 伊 藤 嘉 人 様

決算等特別委員会

委 員 長 高 木 勝 利

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 嘉 人

議 員 高 木 勝 利

議 員 花 田 鷹 人